

## 請負契約等への個人信頼性確認制度への対応 補足及びFAQ

### 【補足】

「平成 28 年 9 月 21 日原子力規制委員会規則第十号に基づき、防護区域等へ常時立ち入ろうとする者のための証明書が発行又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行なうため、これに伴い必要となる個人情報の提出 ([原子力規制委員会告示第八号\(平成 28 年 9 月 21 日\)](#)に指定された事項に対応するその他の書類※の取得及び提出を含む)、適性検査、面接の実施等に協力すること」

※原子力規制委員会告示第八号（平成 28 年 9 月 21 日）に指定された事項に対応するその他の書類のうち、アルコール及び薬物の影響に係る医師の診断書は、原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため不要（不合格となった場合を除く）

### 【FAQ】

Q. 具体的にはどのような書類、手続きが必要でしょうか。

A. 自己申告書（機構の指定様式）、身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）、住民票記載事項証明書の原本、後見等の登記及び破産手続き開始の決定の有無に関する身分証明書の写し及びパスポートの写し（海外渡航歴がある場合）などの原子力規制委員会告示第八号で確認が求められている事項に該当する書類の提出が必要です。上記の申請書類を提出いただいた後に、アルコール検査、薬物検査、適性検査及び面接を実施いたします。また、各種検査については、事前に特別な準備は不要です。

なお、各種検査の結果によっては医師の診断書が必要となる場合があります。